

## 別表3

## 認定手続きにおける共通確認書類一覧表

○：提出書類

対 象 者		扶養事実確認書	学生証の写し 又は在学証明書 ※1	住民票等 (提出日から3か月以内 に発行されたもの)
配 偶 者	扶養手当が支給される者			
	扶養手当が支給されない者	○		
	(共通)	国民年金第3号被保険者関係届 (該当する場合) ※2		
子 (姻族は除く)	18歳未満の者			
	18歳以上の学生		○	
	18歳以上の学生でない者	○		
	(共通)	組合員の配偶者の収入確認書類 (配偶者が被扶養者又は組合員でない場合) ※3		
孫・兄弟・姉妹 (姻族は除く)	18歳未満の者	○		
	18歳以上の学生		○	
	18歳以上の学生でない者	○		
	(共通)	対象者の親の収入確認書類 (親の同居・別居は問わない) ※3		
父母・祖父母 (姻族は除く)	(共通)	○		
その他三親等以 内の親族	18歳未満の者	○		○※4
	18歳以上の学生		○	○※4
	18歳以上の学生でない者	○		○※4
( 共 通 )	組合員と別居している者 (18歳未満の者及び学生を 除く)	扶養事実確認書 援助額の確認書類		
	認定対象者に配偶者がいる者 (組合員の配偶者を除く)	配偶者の収入の確認書類※3		

※1 学生証の写しは、有効期限がある場合又は発行日が認定日の属する年度内の場合のみ認める。

「第3 9」に該当する学生であることが確認できない場合は、扶養事実確認書、送金額確認書類(別居の場合)、別表5の収入確認書類(収入がある場合)を提出する。

※2 個人番号又は基礎年金番号を記入し、基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号を確認できる書類を添付する。

なお、短期組合員は、所属所から所管の年金事務所へ提出する。

※3 源泉徴収票又は別表5に掲げる書類(給与を除く。)を提出する。ただし、源泉徴収票に就職日の記載がある場合は、別紙1「給与見込証明書」を提出する。

※4 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

別表 4

認定手続における認定日確認書類一覧表

認定事由	提出書類
退職	退職日が確認できる書類 (退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し、健康保険資格喪失証明書等)
医療保険制度の被保険者の資格喪失	健康保険資格喪失証明書
婚姻、養子縁組	戸籍謄本(抄本)の写し
事業廃止	税務署に提出した廃業届の写し
同居	住民票の写し ※
雇用保険受給満了	雇用保険受給資格者証両面の写し ※

※ 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。

別表 5

認定手続における収入額確認書類一覧表  
(学生を除く。)

収入の種類		提出書類
給与	月給制	給与見込証明書(別紙1)
	日給、時給制	就職日が申告時の過去1年以内でなく、かつ、1年以内に労働条件の変更がない場合 ・給与見込証明書(別紙1) ・給与実績証明書(別紙2)
		申告時の過去1年以内に、就職した場合又は労働条件を変更した場合 給与見込証明書(別紙1)
事業収入	・確定申告書の写し ・収支内訳書の写し	
公的年金収入	年金額改定通知書の写し、※	
個人年金等	最新の年金額が確認できるもの	
雇用保険法による給付	雇用保険受給資格者証両面の写し ※	

※ 個人番号による情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により確認ができない場合に提出を求める。